

【R07 空家等対策支援専門家派遣事業 File05 駒ヶ根市作成】

実施日	6月28日（土）	実施時間	13:00～17:00
実施場所	赤穂公民館	対応件数	7件
市町村 担当部署	駒ヶ根市 建設部 都市計画課	担当者	科野
専門家派遣の有無	有	専門家 職種・氏名	司法書士 中島 秀樹 宅地建物取引士 氣賀澤 伸一
実施内容 (テーマ等)	専門家に相談できる！空き家相談会		
概要	目的：専門家による総合的な相談会を開催し、市内の空き家の適正管理や利活用を進める。 対象者：市内に空き家を所有・管理する方、市内の空き家でお悩みの方 方法：事前予約による対面相談 40 分目安 広報：空き家所有者へ送付、市 HP 掲載、メール・LINE・音声放送等		
実施結果（効果等）	・ 相談件数は7件あった。事前に相談内容の概要を聞き取り、対応できる専門家を割り振った。 (相談内容) ① 両親が亡くなり空き家となった。利活用するための姪・甥との相続手続きについて。 →利活用には土地建物を1名の名義にする必要がある。姪・甥が一度相続し、相談者に贈与してもらうよう、司法書士より助言。 ② 空き家を売却したいが相続が4世代前に遡る上、相続関係者が海外にいる。 →司法書士より国際郵便による相続手続きの方法を案内。4代前の被相続人が亡くなってから、相続人の内誰かの相続をした際の遺産分割協議書等の資料が利用できる場合があるため、資料を探し専門家を頼るよう助言した。 ③ 複数ある田畑等と土地建物を売却したい。 →宅建取引士より、田畑等から順に安く売却する手段等を提案。周辺土地の需要等も併せて案内し、建物あり・解体し土地のみの売却の場合等を比較し提案した。 他		
今後の対応（予定）	・ 参加者のうち希望者の空き家バンク登録対応。 ・ 水道、建築確認等状況確認。 ・ 翌年度以降も、継続した空き家予備軍への働きかけや空き家の解消を目的とした相談会等を行う。		

実施状況（写真）

